

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

「天空の郷もとやま」地域資源ブランド化推進によるまちづくり計画

2 地域再生計画の作成主体の名称

長岡郡本山町

3 地域再生計画の区域

高知県長岡郡本山町の全域

4 地域再生計画の目標

4-1 地域の現状

本山町は、高知県の中央北部、四国山脈の中央部に位置し、北部は愛媛県四国中央市、南部は南国市に隣接しており、人口約 3,900 人、面積 134.21k m²、約 90%を森林が占める農林業が基幹産業の町である。

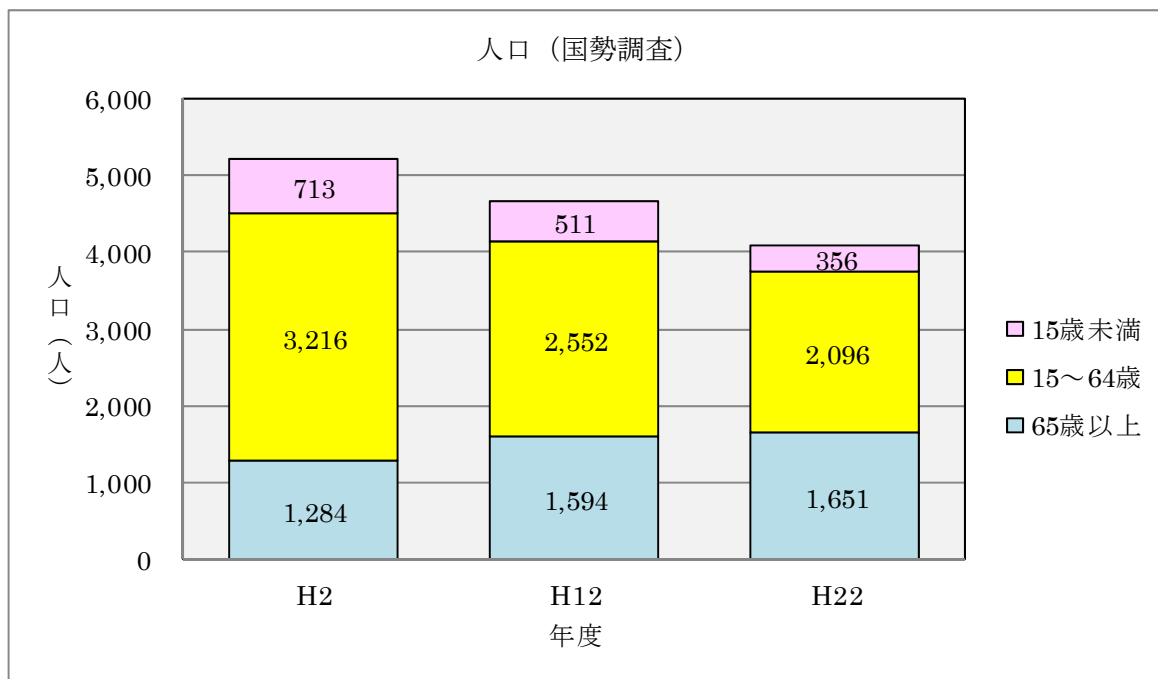
本町は、明治 43 年に町制を施行、昭和 30 年には旧本山町と吉野村が合併して現在に至っており、これまで近隣 5 カ町村における政治、経済、文化の中心として栄え、平成 22 年には町制施行 100 周年を迎えた。

町の中央部には、日本 3 大暴れ川のひとつ四国三郎「吉野川」が西から東へ貫流しており、上流部に位置する「四国の水がめ」と称される「早明浦ダム」は、水力発電や洪水調整に利用され、生活用水や農業・工業用水の供給など、四国の産業基盤の強化と生活環境の整備に大きな役割を果たしている。

交通アクセスは、四国自動車道が整備されたことにより、県都高知市まで車で約 40 分、四国の他の各県庁所在地まで 2 時間弱、大阪府まで 4 時間弱で行けるようになり、物流における地理的条件による格差は緩和されつつある。

4-2 本山町の産業の動向と雇用面での課題

本町は、農林業を基幹とする第 1 次産業や、公共投資による土木建築業等の第 2 次産業を中心に発展してきたが、近年は、高齢化や価格低迷による農林業の後継者不足、また長引く不景気による商工業の衰退、公共工事の削減等により若年層の町外流出が加速している。また、本町の工業集積は小さく、企業等の誘致は、急峻な地形が多く、工場立地に必要な平坦な土地の確保が難しいなどの立地条件から困難をきたしており、本町を取り巻く雇用情勢は極めて厳しい状況にある。



産業別就業人口の推移（国勢調査）

単位：人

区分		年度	平成 7 年度	平成 17 年度	平成 22 年度
一次	農業		486	415	324
	林業		129	117	97
	水産業		2	0	0
	構成比		25.1%	25.4%	22.5%
二次	鉱業		1	1	1
	建設業		335	238	190
	製造業		197	156	127
	構成比		21.6%	18.9%	17.0%
三次	卸小売業		358	257	250
	金融保険不動産業		46	31	31
	運輸通信業		89	66	64
	電気・ガス・水道業		22	7	4
	サービス業		662	690	657
	公務		132	117	121
	分類不能		3	0	2
	構成比		53.3%	55.7%	60.5%
計			2,462	2,095	1,868

4-3 目標

本計画を実行することで、町の基幹産業である農林業の活性化を推進する。具体的には、厚生労働省の実践型地域雇用創造事業の活用と併せて本山町独自の産業振興施策に取り組むことにより、農林業労働者の確保や人材育成、農林産物加工品等の6次産業によるコミュニティビジネスの創出、及び観光の推進による交流人口の拡大を図り、地域経済の活

性化と雇用機会の創出を目指す。

○雇用創出の目標

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	合計
雇用創出数	17 人	24 人	24 人	65 人

5 目標を達成するために行う事業

5-1 全体の概要

地域の自然資源を最大限活かした地域再生を進めるため、「特用林産物振興」・「農林産物加工等 6 次産業」・「遊休農地活用」・「観光」の 4 つを柱とした雇用対策を、支援措置である実践型地域雇用創造事業により行い、各産業の新たな事業展開を担う人材の育成や育成した人材が活躍する場の創出等、経済効果や雇用に繋がる支援を一体的に推進していく。

また、本山町独自の取り組みとして、環境保全に配慮した園芸農作物や米のブランド化、間伐推進や計画的な木材の増産等による農林業振興、自然資源を活かしたツーリズムの推進による交流人口の拡大等の産業振興施策に取り組むことにより、本町の一次産業を中心とした多角的なビジネスの構築を目指す。

事業の実施にあたっては、農業、林業、観光、食料品製造業、飲食料品小売業を重点分野に設定し、地域関係機関が一体となって取り組み目標を達成していく。

5-2 法第 5 章の特別の措置を適用して行う事業

該当なし

5-3 その他の事業

5-3-1 実践型地域雇用創造事業【B0902】

- (1) 実施主体 本山町地域雇用創造協議会
- (2) 構成団体 本山町、本山町商工会、本山町森林組合、土佐れいほく農業協同組合本山支所、本山町観光協会、本山町農業公社、嶺北地域振興株式会社、汗見川活性化推進委員会
- (3) 事業内容

本事業では、本町の基幹産業である農林業の振興を図るため、特用林産物の生産・産地化、遊休農地の解消と活用、農産品の 6 次産業化・食関連産業振興での人材育成、観光素材を組み合わせた観光プログラム化による雇用創造事業を実施する。

■雇用拡大メニュー

①特用林産物等の推進を担う人材育成事業

町内農業者及び林業者、特用林産物等の生産事業者等を対象として、原木椎茸やシキミ、サカキ等特用林産物の生産及び加工品に関する専門知識等の習得、また栽培技術や実証圃場での栽培研修、加工技術研修を行い、特用林産物等の生産及び加工を推進する中核的人材を育成する。

②開発製品等公開セミナー

事業主等を対象に実践メニューによって開発された製品等のレシピやノウハウ等の公開を開発製品の成果によって開催し、新たな製品等について伝承講習、助言を

行う。

■人材育成メニュー

①特用林産物等生産人材育成事業

原木椎茸やシキミ、サカキ等特用林産物の生産及び加工品に関する専門知識等の習得、また栽培技術や実証圃での栽培研修、加工技術研修を行い、特用林産物等の生産及び加工、ブランド化を推進する中核的人材を育成する。

②食関連・アグリビジネス起業家育成事業

新規就農者や、町内において新規に農業参入を目指している業種、6次産業化等の新事業創出等を希望する者を対象として、農業ビジネスへの新規参入に関するノウハウや情報発信、6次産業化、販売戦略等の経営改善を取得する一連の研修を実施し、町産品の付加価値向上に資する新たなビジネスの推進を担う中核的人材を育成する。

また、町内飲食店等を対象として、フードコーディネーター、料理研究家等を講師とする地域固有の食材、郷土料理などを活用したレシピ研修、おもてなし講座等を行う。町内飲食業等の経営革新、「食」関連産業の振興を通じた雇用機会の拡大を図る。

③遊休地等活用特産品開発人材育成事業

遊休農地等を活用したサツマイモ等根菜類や豆類、果樹等、新たな作物栽培技術や実証圃場での栽培研修を通じ、農地環境の改善を図るとともに、栽培した農産物を利用した菓子や味噌等、特産加工品の技術研修を行うことにより、農業への雇用吸収及び6次産業へ結びつける担い手を育成する。

④観光産業促進人材育成事業

本町の有する観光素材としての地域資源（歴史的史跡・まちなみ、山岳・森林・河川等の自然資源、山菜・濁酒等の食、農林業体験等）の掘りおこし及び再評価を行い、旬の観光素材の組み合わせによる、本町ならではの観光プログラム化・商品化の推進を担う人材を育成する。

■就職促進メニュー

①地域求職者及びU I ターン者への就職促進事業

実践型地域雇用創造事業で実施する各事業の内容や活動状況をホームページ、チラシ等で情報発信を行い、地域求職者やU I ターン就職希望者等へ幅広く周知を行う。

また、町内及び都市部での就職相談会等において、求職者・I U ターン希望者と雇用需要のマッチングを支援し、本町への就職・雇用拡大を促進する。

■雇用創出実践メニュー

①特用林産物ブランド化推進事業

特用林産物の生産は木材生産とともに森林・木材産業の振興において重要な位置を占め、地域経済の活性化や雇用の場の確保といった面でも大きな役割を果たしている。

森林県である高知県の中でも本町は原木椎茸栽培の産地であるが、1990年代以降、安価な輸入品との競合や、生産者の高齢化等による担い手不足等、特用林産を取り巻く環境は依然として厳しく、生産量と生産者は減少の一途となっている。

このため、原木椎茸やシキミ・サカキ、また新規特用林産物の産地化及び加工品開

発等による特産品としてのブランド化を図り、委託事業終了後も継続して雇用創造効果を波及的に広げて雇用の拡大と地域活性化を図る。

②遊休農地等活用型農産物ブランド化推進事業

本町の特色を活かした農産物の地域資源を利用し生産・加工等の商品等の開発及び試作品等のニーズ調査、販路開拓等を行うことにより、農業への雇用吸収及び6次産業、地域産品のブランド化推進へ結びつけることのできる、地域に根付く事業展開を図る。

また、遊休農地等を活用したサツマイモ等根菜類や豆類、果樹等、新たな作物栽培技術や実証圃場での栽培試験を通じ、農地環境の改善を図るとともに、栽培した農産物を利用した菓子や味噌等の特産加工品の開発を行い、委託事業終了後も継続して雇用創造効果を波及的に広げて雇用の拡大と地域活性化を図る。

5-3-2 その他支援措置によらない事業

目標を達成するため、実践型地域雇用創造事業の実施にあわせ、以下の本山町単独事業を一体的に行う。

(1) 農業の振興

①嶺北ブランドの園芸産地の確立

生産技術の高度化や環境に配慮した栽培方法による「環境」「安心安全」をキーワードにした園芸品のブランド化、また有利販売に向けた販売戦略の展開により、農業所得の向上を図る。

②米のブランド化による稲作農業の展開

更なる米のブランド化による稲作農業の新しい展開に向け、米の栽培過程において、有機肥料の使用や減農薬栽培、海洋深層水のにがり使用等独自の栽培法の確立、また粒形選別による高品質で食味のよい米を生産し、あわせて新たな販売戦略の構築や販路開拓等を行い、農家が将来展望を持つことができる稲作農業の確立を図る。

③集落営農の推進

既存の集落営農組織を対象に、集落の農業者が協力し、管理が困難になった農地や高齢者等の労力などの地域資源を活用した農業経営を行い、所得と雇用の場を確保する地域営農の仕組み（こうち型集落営農組織）を確立する。

(2) 林業の振興

①間伐推進と木材増産による林業振興

地域に計画されている大型製材工場への木材の安定供給にも寄与するため、計画的な路網整備と間伐を進め、木材の増産を図る。

②林業担い手の育成確保

建設業やU・Iターン者の人材誘致を図るため、研修等の職業訓練や職業相談等就業コーディネートを実施する。また、機械等装置の改良による作業の効率化・労力軽減対策を実施する。

③木工製品の製造・販売

嶺北産材を使用した木工製品のブランド化を図るため、間伐材等を使用した安全安心な木工製品の企画・製造及び販売戦略の構築と販路開拓を図る。

(3) 畜産の振興

価格が低迷する土佐褐毛和種の再興を目指し、肉用子牛の取引価格の補てんや運転資金の無利子貸付け、公営放牧場等の整備や子牛育成技術の向上指導等を実施する。

(4) ツーリズムの振興

地域性のある豊富な資源を活かし、特に四国三郎吉野川及びその支流を活用したアウトドアスポーツのインストラクターや山岳・森林等の自然体験、農林業体験ガイドの育成等による受入れ体制の整備を図り、ツーリズムによる交流人口の拡大を図る。

(5) 移住・定住の促進

本町の少子・高齢化対策及び近年の田舎暮らし志向の高まりに対応するべく、本町への移住希望者への情報発信や空家バンクの開設、移住者向けの住宅改修・家賃助成事業等を実施し、本町への移住・定住促進を図る。

また、滞在型市民農園「クラインガルテン」の整備により、都市住民に「田舎暮らし」と「農」を体験してもらい、農園利用者と地域との継続的・長期的な交流を通じて、移住や新規就農への定住促進を図る。

6 計画期間

認定を受けた日から平成27年3月末まで（約3年間）

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

毎年度末にアンケートの実施等必要な調査を行い、目標の達成度を確認するとともに、達成状況の評価、改善すべき事項の検討等を行い、次年度以降の事業に反映する。

8 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

該当なし